

平成24年6月28日

## 「新たな食品表示制度における加工食品の原料原産地表示についての方向感（案）」について

財団法人食品産業センター

当センターとしては、これまでに第4回食品表示一元化検討会（以後、「検討会」とする）、第5回「検討会」において「消費者庁『食品表示一元化検討会』における検討課題等に対する意見」等の意見ペーパーを提出・説明し、本年3月23日の意見交換会においても「消費者庁『食品表示一元化検討会 中間論点整理に関する意見交換会』における意見」を提出・説明してきています。

これまでの「検討会」の議論においては、原料原産地表示は、安全性に関わる表示ではないこと等から拡大する方向で検討することは適切ではないとする意見が大勢であり、義務化や拡大に対して否定的であった。しかし、今回の「新たな食品表示制度における加工食品の原料原産地表示についての方向感（案）」（以後、「方向感(案)」とする）にまとめられている内容には、「検討会」における検討結果が反映されていないばかりか、唐突に「誤認防止」を義務付けの根拠とするという考え方が示されています。

従って、「検討会」において議論がなされていない内容について、拙速に取りまとめをするのではなく、別途、関係者、専門家等を集めて専門的な検討の場を設けて、生産・加工の実態、食品製造事業者の実行可能性、消費者の利用実態、社会的コスト等の検討を十分に重ねていく必要があると考えます。

以下、この「方向感(案)」に示されている内容についての意見、質問等を提出します。

## I ルールの透明性及び行政の予見可能性の確保について

1. 原料調達先のグローバル化が進展する中、加工地を強調することで原料の原産地と誤解を与えるような産地表示が行われているものがあるため、平成12年3月に「原料原産地の表示のあり方」（加工食品の原料原産地表示検討委員会報告）が示されました。この報告を踏まえて、個別品目ごとの検討を経て、農産物漬物やうなぎ蒲焼等8品目に原料原産地表示が義務付けられました。その後、消費者・事業者双方にとって、個別品目ごとの検討では、対象品目であるか否かがわかりにくく、多種多様な品目を個別に追加していく方式にも限界があるとされ、平成16年9月に品目横断的なルールが策定されたところであり、原産地に由来する原料の品質の差異

が、加工食品としての品質に大きく反映されると認識される20加工食品群に義務表示が拡大されました。

2. 今般の「方向感(案)」に示されている、個別に義務付けの対象品目を指定するとしているメルクマールは、かつて消費者・事業者双方にとって対象品目であるか否かがわかりにくい等とされた個別方式に逆戻りするものであり、ルールの特明性及び行政の予見可能性を確保する観点からは不適切であると考えます。

## II 「方向感(案)」に示されている内容について

1. 2頁の(1)に「指定加工食品」とありますが、この指定加工食品とは何なのか、定義はどこに示されているのか、定義を記載すべき。
2. 2頁目の(1)アの4行目に「かかる誤認を打ち消すために、原料の原産地を表示する必要がある。」とされていますが、健康危害に係るものではないにもかかわらず、罰則の付く原料原産地表示の義務化とする必要性を明確に記載すべき。
3. 2頁の(1)イ(イ)に「国産原料と海外原料の間に価格差があり、一般消費者側は、加工食品の価格にも原料の価格差が反映されるとみる傾向がある」とありますが、食品事業者は原料の購入において、まとめて大量購入することや、一定期間購入する契約をすること等のさまざまなコストダウンのための企業努力をしていること、また農水産原料の国際価格は、需給関係等により大きな変動があり、内外価格差も絶えず変動し、中長期的には逆転することもありうること等から、「価格差」を固定的な表示義務付けの対象品目の「指定のメルクマール」とすることは、不適切である。
4. 2頁の(1)エの3行目に「食品の加工地と原料原産地が同じであると誤認する可能性が高いかどうか意見を聞き、可能性が高いと認められる品目を個別に指定する。」とありますが、個別に指定する前に、事業者の実行可能性、事後的な検証可能性、義務付けのメリット・デメリット、社会的コスト等を十分に検討する必要がある旨記載すべき。
5. 3頁のオの1行目に「現行の選定要件にある品質の差異や重量割合の多寡(50%以上か否か)に限定されずに」とありますが、品質の差異がない食品に原料原産地表示を義務付けると、品質差がないにもかかわらず、品質差

があるかのごとき誤認（例えば、劣悪誤認）を与え、消費者の商品選択を誤誘導（例えば、購入忌避等）する恐れがある。

即ち、品質の差異がない食品に原料原産地表示の義務付けを行うことは、風評被害を助長する等の大きな問題がある。

6. 3頁の（注1）に「輸入された加工食品については、輸入品である旨の表示が義務付けられているので、はじめから誤認は生じない。」とありますが、例えば、韓国産のキムチが製品輸入され、日本国内で「原産国：韓国」と表示されて販売されていた場合に、原産国は、原料の原産地を必ずしも示すものではないため、仮に白菜が中国産であった場合には、消費者に誤認を招く恐れがある。この注1では、「誤認は生じない。」とされていますが、誤りであると考えられます。

また、原料原産地表示が拡大されると、輸入製品は「原産国」の表示義務であり、「原料原産地」の表示ではないため、国内食品事業者の製造する製品にのみ原料原産地表示の義務付けを拡大することとなり、国際的な企業間競争が激化する中で、生産工場等の海外移転や国内産業の空洞化を加速し、ひいては国内農水産物の最大の販路も失う可能性がある。

7. 3頁の（2）に「ある程度加工度の高い食品であっても、国産の加工食品に、加工地の地名が積極的に表示されている場合には、その原料の原産地も日本であると誤認される可能性が高くなる。その誤認を打ち消すという新たな考え方で、原材料の原産地を表示する。」とありますが、既に平成16年のJAS法の加工食品品質表示基準の改正で表示禁止事項として措置されており、「新たな」とする具体的な内容、理由を記載すべき。

また、「ア 特定加工地を強調して表示している食品」で、「例えば、『B県加工』と表示した場合」とありますが、例えば、〇〇ラーメン、〇〇そば、〇〇納豆、〇〇味噌等のように、商品名に地名〇〇が入っている食品は多数あり、このような場合には、地名が積極的に表示されている場合と見なされるか否か、明確な判断基準を記載して頂きたい。食品事業者にとって消費者行政の予見可能性を確保していく必要があると考えます。

8. 3頁の※に「『包装食品の表示に関するコーデックス一般規格』の原産国の表示ルールと整合性をとる必要がある。」とありますが、具体的にどういう意味なのか記載すべき。

平成24年6月28日

「新たな食品表示制度における栄養表示についての方向感  
(案)」について

財団法人食品産業センター

当センターとしては、これまでに第4回食品表示一元化検討会（以後、「検討会」とする）、第5回「検討会」において「消費者庁『食品表示一元化検討会』における検討課題等に対する意見」等の意見ペーパーを提出・説明し、本年3月23日の意見交換会においても「『消費者庁『食品表示一元化検討会 中間論点整理に関する意見交換会』における意見」を提出・説明してきています。

今般の「新たな食品表示制度における栄養表示についての方向感（案）」（以後、「方向感(案)」とする）では、新しい栄養表示制度の「枠組みによる義務化の方向性を定めた上で、～（中略）～ 必要な環境整備を進める」とされていますが、昨年の消費者庁による「栄養成分表示検討会報告書」においては、「事業者にとって実行可能な表示方法や、消費者にとってわかりやすく活用しやすい表示方法、行政による効果的な監視・執行体制、国民への普及啓発など～（中略）～ について検討がなされ、必要な措置が講じられることを前提に、栄養表示の義務化を目指していくことが適当であると考えられる。」とされています。

即ち、表示値の設定方法や中小事業者でも表示できるような公的データベースの導入等の必要な環境整備に取り組むことが先決であり、義務化の議論はその後に検討が行われるべきであると考えます。このような栄養表示の環境等が整うまでは、ガイドラインの整備等により事業者の自主的取組を促進することが適切であると考えます。

また、諸外国において表示制度の見直しが進んでいるとされていますが、諸外国における表示の実態、例えば、表示するためには分析が必要とされているのかどうか、データベースはどの程度整備されているのか、諸外国の制度では課題をどのように解決しているのか、また栄養に関する消費者教育はどのように行われているのか等の実態について詳細に調査を行い、その実態を踏まえて検討されることが必要と考えます。また、我が国においても事業者が自主的に栄養表示に取り組んでいる現状において、栄養表示を活用している消費者の利用実態、問題点等について調査・把握する必要があると考えます。そのためには、拙速な取りまとめをするのではなく、別途、学識経験者等幅広い関係者による検討を行い、生産・加工の実態、食品製造事業者の実行可能性等を検証すると

いう、透明性・公平性の高い検討プロセスをとっていただく必要があり、以下、この「方向感(案)」に示されている内容についての意見、質問等を提出します。

1. 1頁の下から5行目に「国内事情が栄養表示を支持しない場合」とありますが、具体的にどのような状況を指しているのか、また、下から3行目に「栄養あるいは食生活上重要ではない食品または小包装の食品等」とありますが、「栄養あるいは食生活上重要ではない食品」とは何か、また、最後の「等」にはどのようなものが含まれているのか、具体的に説明・記述願いたい。
2. 2頁の(1)の2行目に「栄養表示については、生活習慣病の増加や食生活の多様化が進む中、健康的な食生活を営むため」とありますが、一日に摂取される全ての食品の量を考えるならば、加工食品のみに栄養表示を義務付けるのは、はなはだ疑問である。
3. 3頁の(1)の最後のパラグラフに「このため、まずは、(2)の枠組みによる義務化の方向性を定めた上で、新しい栄養表示制度が円滑、かつ、速やかに導入されるよう(3)により必要な環境整備を進めることが適当と考えられる。」とありますが、昨年消費者庁による「栄養成分表示検討会」においては、「～必要な措置が講じられることを前提に、栄養表示の義務化を目指していくことが適当であると考えられる。」とされています。まず、中小事業者でも表示できるような公的データベースの導入等の必要な環境整備に取り組むことが先決であり、義務化の議論はその後に検討が行われるべきであると考えます。このような栄養表示の環境等が整うまでは、ガイドラインの整備等により事業者の自主的取組を促進することが適切であると考えます。

また、栄養表示の情報を「日々の栄養・食生活の管理に活用できるようにする必要性は高い」とありますが、消費者に確実に活用されるようにするためには、「消費者等への栄養に関する情報について更なる普及啓発や認識醸成のための環境づくり」では不十分であり、消費者教育の徹底等も環境整備として併せて検討される必要がある。
4. 3頁の(2)ア(ア)に「例えば、年間の販売個数が一定数以下の食品などは、栄養表示を付けることを要しないこととする。」とありますが、「年間の販売個数」とは、企業ごとの販売個数のことか、国内全体での商品別の販売個数のことか。なお、販売個数は毎年変化することから、「一定数以下」の判断基準はどう考えているのか。

また、この表示の省略規定とコーデックス委員会による「栄養あるいは食

事上重要ではない食品または小包装の食品等の食品は表示義務の対象外としてもよい」とする省略規定との関係は、どのように考えたら良いか明確に記載すべき。

5. 3頁の(2)ア(イ)に「家族経営のような零細な事業者に過度の負担がかかるようであれば」とありますが、「過度の負担」の判断基準はどうなるのか、定義を明確にして頂きたい。
6. 4頁の(2)ウ(イ)に「その他の成分は他の媒体を用いた情報提供を行えば、容器包装への表示の省略が可能とする方法など幅広く検討を行うことが適当である。」とありますが、「その他の成分」とは、「重要な栄養成分」ではないことから、任意表示とすることが適切であると考えます。
7. 4頁の(3)に「一定程度の猶予期間を設けた上で(2)の枠組みによる義務化を図ることとするが」とありますが、必要な環境整備に取り組むことが先決であり、次の下線のように「一定程度の猶予期間を設けた上で(2)の枠組みによる義務化を検討することとするが」と修正願います。
8. 5頁の(3)のイの8行目に「栄養表示に関する自主的な取組が円滑に進むよう公的なデータベースの整備を含め、必要な環境整備を行う。」とあります。是非、公的なデータベースの整備を進めて頂きたいと思いますが、データベースに掲載される食品については、可能な限り多くの加工食品のデータを掲載して頂くように願います。
9. 5頁の(4)の3行目に「(3)による事業者の取組状況を踏まえ決定することが適当ではないか」とありますが、次の下線のように「(3)による環境整備の状況を踏まえ決定することが適当ではないか」とするのが適切と考えます。
10. 5頁の(4)に「なお、輸出等を手がけ、海外で義務として栄養表示を行っているような大きい規模の事業者については、～(中略)～、このような規模の大きい事業者から、順次義務化を進めることも考えられる。」とありますが、仮に商品輸出をしている一部の大手食品事業者であっても、全ての商品についての表示は困難であり、第8回食品表示一元化検討会の参考資料「食品表示に関する事業者コストに係るアンケート調査」13頁の「栄養表示について⑩」において、大手企業であっても「全ての製品について製造・

販売が継続できる」とする比率は40%にとどまっていることが示されています。また、加工食品の輸出割合も、国内生産30兆円（食品製造業）に対し、輸出総額1,253億円（平成23年、調製品等を含む）と僅か0.4%にとどまっています。こうした実態を踏まえていただく必要があると考えます。